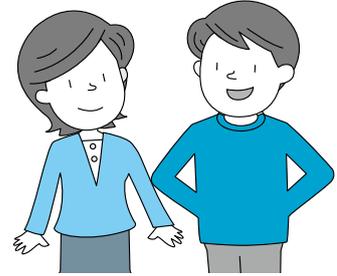


平成  
28  
年度

# 健康保険被扶養者資格確認 「部分調査」を実施いたします

健保組合は、法律（健康保険法施行規則第50条）により、毎年、被扶養者資格の確認を行うことができます。

被扶養者資格確認調査は、被扶養者となった方がその後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認するための調査です。就職や結婚等で被扶養者の資格を失ったにもかかわらず、手続きを忘れていた方が少なくありません。健保組合では、こうした手続きもれに対応するため、この調査を毎年実施しています。今年度は配偶者を対象とした「部分調査」となります。



本来、被扶養者資格のない方が加入したままになっていると、健保組合にとって重い負担となっている高齢者医療への納付金が多く算出され、不要な支出をすることにもつながります。

1

## 実施時期

平成28年7月

2

## 調査対象者

配偶者を被扶養者としている被保険者

3

## 調査要領

調査対象となる被扶養者がいる方には、「健康保険被扶養者資格確認調査書」をWEBまたは紙面（事業所経由）で配付いたします。概要は改めてご連絡いたします。

4

## 提出期限

調査書配付  
(WEBまたは紙面)

7月4日

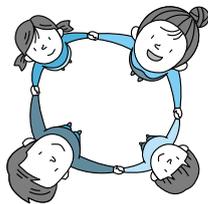
事業所人事・  
総務提出期限

7月29日（厳守）

被保険者のみなさんには資格確認調査書のほか、必要証明書類を提出していただくことになり、費用負担やお手数をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力をお願いいたします。

\*平成28年度健康保険被扶養者資格確認調査の詳細は、健保ホームページに掲載しております。

平成27年度



## 被扶養者資格確認調査結果 についてご報告します

### 1 調査対象者

子・孫を被扶養者としている被保険者

### 2 調査結果

対象被保険者数	2,217名
うち、対象被扶養者数	3,133名
不適格者	320名

### 3 不適格者の主な内訳及び理由

(1) 就職	239名
(2) 扶養異動	33名
(3) 結婚	9名
(4) 別居	4名
(5) 離婚	2名
(6) 死亡	1名
(7) その他（収入増など）	32名

# 資格喪失後には 保険証をご返却ください！

お手元の保険証を使って病院にかかることができるのは、当健保組合に加入している期間に限られます。加入資格を失ったにもかかわらず、当健保組合の保険証を使って病院に行くと、面倒な手続きが必要になってしまいます。当健保組合の加入資格を失った際は、必ず保険証をご返却いただき、無用のトラブルを避けるようにしてください。



## こんなときは、 被扶養者でなくなります

お子様が仕事に就いて、  
就職先の健康保険の被保険者となった

お子様が結婚して、配偶者の被扶養者となった

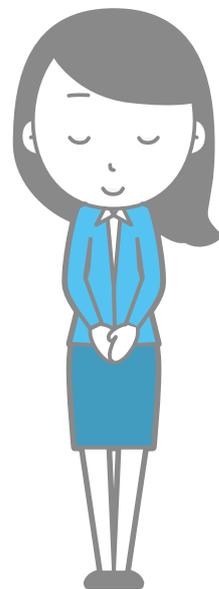
奥様がパートなどの仕事を始め、  
被扶養者の範囲(\*)を超える収入を得るようになった

父母の公的年金額の増額により  
被扶養者の範囲(\*)を超える額となった

被扶養者の方が75歳になった

### \*被扶養者の範囲

- ①年間収入130万円未満（60歳以上の方または障がいのある方は180万円未満）
- ②被保険者の年収の2分の1未満であること
- ③別居の場合は被保険者からの仕送額（援助額）より収入が少ないこと。  
ただし、この金額内でも、生計維持関係が認められない場合があります。



## 加入資格を喪失した後は、 当健保組合の保険証は使えません

加入資格を失うと、当健保組合の保険証は、使うことができなくなります。被保険者の場合は退職日の翌日から（被扶養者がいる場合は、被扶養者の保険証も使えません）、被扶養者の場合は収入超過や就職等で被扶養者資格を満たさなくなった日から使うことはできません。月の途中であっても、保険証が使えなくな

りますので、ご注意ください。

なお、新しい保険証が届くまでの間、病院にかかる場合は、いったん医療費の全額を立て替え、後で新しく加入した健保組合等へ請求して、払い戻しを受けます。詳細については、病院の窓口や健保組合等にお問い合わせください。

## 当健保組合が負担した医療費を 返還していただくこととなります

当健保組合の加入資格を失った後、当健保組合の保険証を使って病院にかかってしまうと、本来負担する必要のない医療費を、当健保組合が負担してしまったこととなります。そのため、医療費を返還していただくことが必要です。

当健保組合が負担してしまった医療費は、新しく加入した健保組合等が本来負担する医療費です。医療費

を当健保組合へ返還していただいた後、改めて新しい健保組合等へご請求いただくこととなります。

一時的ではあっても大きな負担となり、当健保組合と新しく加入した健保組合等にそれぞれ手続きが必要になりますので、加入資格を確認したうえで保険証を使うようにしてください。